

《成田市の後援の申請をされる方へ》

◎添付書類について

第1号様式のほかに以下の4点を必ず添付してください。

- (1) 団体規約
規約や会則など、主催団体の概要がわかるもの。
- (2) 団体役員名簿
主催団体の役員名簿など、責任者がわかるもの。
- (3) 事業計画書
企画書や実施要項など、行事の内容がわかるもの。
- (4) 前回のチラシ等
前回の資料となるもの。また、後援名義をチラシ・ポスターに記載する場合は、作成案も提出してください。

◎申請の受理について

- (1) 生涯学習課で受け付ける申請は**生涯学習の推進**に関する団体からの申請に限らせていただきます。それ以外の団体は担当課で申請してください。
- (2) 営利を目的とするものや政治的・宗教的側面をもつものは受理しません。
- (3) 成田市内もしくは隣接する市町（栄町・印西市・酒々井町・富里市・芝山町・多古町・香取市・神崎町）以外で開催される行事は原則受理しません。ただし、遠隔地であっても幅広く成田市民の参加が見込まれるものや成田市の情報を発信し、文化・教育振興への貢献が見込まれるものについてはこの限りではございません。
- (4) **広く市民を対象とする行事に限ります**。特定の者のみを対象とするものは受理しません。
- (5) 申請後、承認または不承認の結果通知までに、**1～2週間程度**かかります。当該行事開催日の**1か月前までに**、教育委員会が必要と認める書類を添えて、申請してください。

◎承認の通知について

- (1) 承認決定後、「行事の後援承認通知書」を交付します。
- (2) 承認する内容はチラシ・ポスターなどへの「**成田市**」の**名義使用のみ**とさせていただきます。
- (3) 申請書の「9. 広告・ポスター・賞状等」に記載されたもの以外に名義使用することは固く禁じます。

◎その他

- (1) **承認決定前に名義使用することはできませんので**、早めに申請してください。

ご不明な点がございましたら、生涯学習課（TEL 20-1583）までお問い合わせください。